

報道関係者 各位

Press Release

平成 29 年7月 26 日 【照会先】

労働基準局 安全衛生部

労働衛生課 産業保健支援室

室長 毛利 正 室長補佐 富賀見英城

(代表電話) 03(5253)1111(内線 5493)

(直通電話) 03(3502)6755

ストレスチェック制度の実施状況を施行後はじめて公表します ~ ストレスチェックを活用して働きやすい職場づくりを ~

厚生労働省では、このたび、全国の事業場から労働基準監督署に報告のあった、労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度*の実施状況についてはじめて取りまとめましたので、公表します。ストレスチェック制度の実施が義務付けられている事業場(常時50人以上の労働者を使用する事業場)については、実施結果を所轄の労働基準監督署に報告する必要があります。この報告を取りまとめた結果、平成29年6月末時点で、8割を超える事業場がストレスチェック制度を実施済みであることが分かりました(詳細は別添)。

※ ストレスチェック制度とは、職場におけるメンタルヘルス不調を未然に防止することを目的に、 常時50人以上の労働者を使用する事業場に対し、平成27年12月から年1回のストレスチェック とその結果に基づく面接指導などの実施を義務付けているもの。

ストレスチェックをきっかけに、働く方一人ひとりが自らのストレスの状況に気づき セルフケアなどの対処をするとともに、事業者は、長時間労働の改善や職場内のコミュ ニケーションのあり方などを含めた職場環境の見直しを行い、働きやすい職場づくりを 進めることが重要です。

厚生労働省としては、労働局・労働基準監督署において、ストレスチェック制度の実施徹底を指導するとともに、小規模事業場を含めたメンタルヘルス対策を推進するため、ポータルサイト「こころの耳」を通じた企業の取組事例の提供、産業保健総合支援センターによる教育・研修の実施、企業の取組に対する助成金といった各種支援事業の充実を図っていきます。

【ストレスチェック制度の実施状況(概要)】

- ・ ストレスチェック制度の実施義務対象事業場のうち、82.9%の事業場がストレスチェック制度を 実施。
- ・ ストレスチェック実施事業場の労働者うち、ストレスチェックを受けた労働者の割合は 78.0%。
- ・ ストレスチェックを受けた労働者のうち、医師による面接指導を受けた労働者の割合は 0.6%。
- ・ ストレスチェックを実施した事業場のうち、78.3%の事業場が集団分析を実施。

別添 ストレスチェック制度の実施状況

参考1 ストレスチェック制度の概要

参老9 各種支援事業

- ①ポータルサイト「こころの耳」https://kokoro.mhlw.go.jp/
- ②産業保健総合支援センター https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx
- ③産業保健関係助成金 https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1151/Default.aspx
- ④厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム https://stresscheck.mhlw.go.jp/

ストレスチェック制度の実施状況

※ 厚生労働省労働衛生課調べ(平成29年7月)

1 ストレスチェック制度の実施状況

・ 平成29年6月末現在(以下、同じ)、ストレスチェック制度の実施が義務付けられた事業場のうち、所轄の労働基準監督署に実施報告書の提出があった事業場^{*1}は約83%。

表 1 ストレスチェック制度の実施状況

事業場規模	50~99 人	100~299 人	300~999人	1000 人以上	計
ストレスチェックを 実施した事業場の割合	78.9%	86.0%	93.0%	99.5%	82.9%

※1 ストレスチェックの実施が義務付けられている事業場は、ストレスチェックの実施結果に関する報告書を所 轄の労働基準監督署に提出する義務がある。報告書の提出時期は、各事業場の事業年度の終了後など、事業 場ごとに設定して差し支えないこととしている。

表2 ストレスチェック制度の実施状況(主な業種別)

業種	製造業	建設業	運輸交通業	貨物取扱業	商業
ストレスチェックを 実施した事業場の割合	86.0%	81.1%	80.9%	76.6%	79. 9%

金融•広告業	通信業	教育•研究業	保健·衛生業	接客娯楽業	清掃・と畜業
93. 2%	92.0%	86.2%	83.7%	68.2%	67.0%

≪ 以下2~5は、実施報告書の提出があった事業場における実施状況 ≫

2 ストレスチェックの受検状況

・ 在籍労働者のうち、ストレスチェックを受けた労働者は約8割。

表3 ストレスチェックの受検状況

事業場規模	50~99 人	100~299 人	300~999人	1000 人以上	計
ストレスチェックを 受けた労働者の割合	77.0%	78.3%	79.1%	77.1%	78.0%

3 ストレスチェック実施者※2の選任状況

・ 約6割の事業場で、事業場内の産業医等がストレスチェック実施者として関与している。

表 4 ストレスチェック実施者の選任状況(事業場の割合)

事業場規模	50~99 人	100~299 人	300~999人	1000 人以上	計
事業場内の産業医等	55.8%	58.1%	67.5%	81.3%	58.2%
① 事業場選任の 産業医	47.9%	49.1%	56.1%	70.8%	49.4%
② 事業場所属の医師(①以外の医師に限る)、保健師、 看護師または 精神保健福祉士	7.9%	9. 2%	11.4%	10.5%	8.8%
外部委託先の医師、 保健師、看護師または 精神保健福祉士	44. 2%	41.7%	32.5%	18.7%	41.8%

※2 ストレスチェック実施者は、ストレスチェックの調査票の選定や調査票に基づくストレスの程度の評価方法、 高ストレス者の選定基準の決定について、事業者に対して専門的な見地から意見を述べるとともに、ストレ スチェックの結果に基づき、当該労働者が医師による面接指導を受ける必要があるか否かを確認するなどの 役割がある。ストレスチェック実施者は、医師、保健師、一定の研修を受けた看護師・精神保健福祉士から 選任する必要がある。

4 医師による面接指導の実施状況

(1) 医師による面接指導を受けた労働者の状況

・ ストレスチェックを受けた労働者のうち、医師による面接指導を受けた労働者^{※3}は0.6%。

表 5 医師による面接指導を受けた労働者の状況

事業場規模	50~99 人	100~299 人	300~999人	1000 人以上	計
医師による面接指導を 受けた労働者の割合	0.8%	0.7%	0.6%	0.5%	0.6%

※3 事業者は、ストレスチェックの結果、高ストレス者として選定された者であって、医師による面接指導を受ける必要があるとストレスチェック実施者が認めた者のうち、労働者から申出があった者について、医師による面接指導を実施しなければならない。

(2) 医師による面接指導を実施した事業場の状況

- ストレスチェックを実施した事業場のうち、医師による面接指導を実施した事業場は約 3割。
- ・ 医師による面接指導を実施した事業場のうち、約8割の事業場で、事業場選任の産業医 が面接指導を担当した。

表 6 医師による面接指導の実施状況

事業場規模	50~99 人	100~299 人	300~999人	1000 人以上	計
医師による面接指導を 実施した事業場の割合	22.6%	36.9%	61.0%	85.0%	32.7%

表 7 面接指導実施者の選任状況(事業場の割合)

事業場規模	50~99 人	100~299 人	300~999人	1000 人以上	計
① 事業場選任の産業医	79.3%	78.7%	79.5%	81.1%	79. 1%
② 事業場所属の医師 (①以外の医師に限る)	4. 7%	5.9%	6.9%	8.8%	5. 8%
③ 外部委託先の医師	16.0%	15.4%	13.6%	10.1%	15. 1%

5 集団分析※4の実施状況

・ ストレスチェックを実施した事業場のうち、集団分析を実施した事業場は約8割。

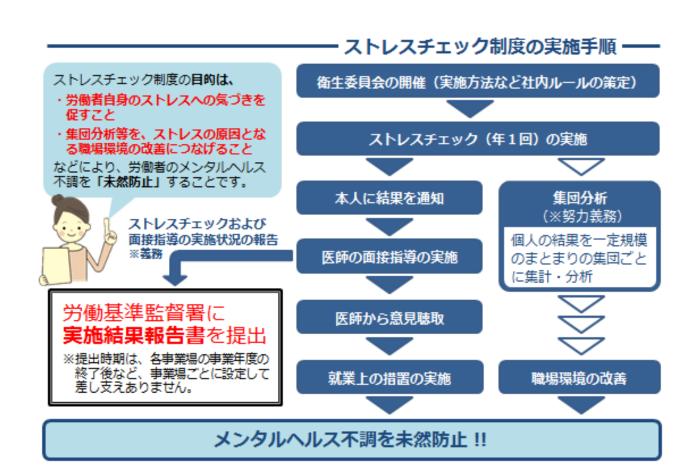
表8 集団分析の実施状況

事業場規模	50~99 人	100~299人	300~999人	1000 人以上	計
集団分析を実施した 事業場の割合	76.2%	79.7%	83.6%	84.8%	78.3%

※4 集団分析とは、ストレスチェックの結果を職場や部署単位で集計・分析し、職場ごとのストレスの状況を把握すること。集団分析の結果を、業務内容や労働時間など他の情報と併せて評価し、職場環境改善に取り組むことが事業者の努力義務となっている。

ストレスチェック制度について

- 〇 平成 27 年 12 月 1 日から、労働者数 50 人以上の事業場を対象として、年 1 回のストレスチェックの実施が義務付けられています。実施結果は所轄の労働基準監督署に報告しなければなりません。
- O ストレスチェックは、ストレスに関する質問票に労働者が記入し、回答を集計・分析することで、
 - 労働者自身のストレスへの気づきを促すこと
 - ・ 集団分析等を、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげること などにより、メンタルヘルス不調を未然に防止することを目的としています。





あなたや、あなたの身の回りで

こんな悩みを **抱えている方**は いませんか?



こころの健康問題により 休業中の社員がいる



職場のメンタルヘルス対策 について知りたい

こころの耳では、働く人のメンタルヘルス対策に関するさまざまな情報を提供しています



セルフチェック (ストレス・疲労蓄積度)



事例紹介 動画・Q&A



eラーニング 教育・研修



ストレスチェック制度 事業者向け実施プログラム

相談窓口案内



働く人の「こころの耳電話相談」※

0120-565-455

月曜日・火曜日 17:00~22:00 土曜日・日曜日 10:00~16:00 (祝日、年末年始はのぞく)



働く人の「こころの耳メール相談|

こころの耳メール



24時間受付/1週間以内に返信します http://kokoro.mhlw.go.jp/mail-soudan

こころの耳



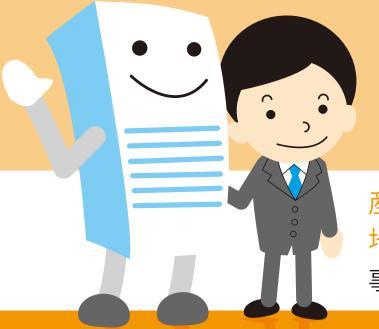
http://kokoro.mhlw.go.jp

※平成28年10月1日より「こころほっとライン」は「こころの耳電話相談」に名称変更いたしました。

住所一覧 施設名称 郵便番号 FAX TEL 〒060-0001 北海道札幌市中央区北1条西7丁目1番地 プレスト1・7ビル2F 011-242-7701 011-242-7702 森 産業保健総合支援センター 〒030-0862 青森県青森市古川2丁目20番3号 朝日生命青森ビル8階 017-731-3661 017-731-3660 産業保健総合支援センター 〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通2丁目9番1号 マリオス14階 019-621-5366 019-621-5367 産業保健総合支援センター 〒980-6015 宮城県仙台市青葉区中央4丁目6番1号 住友生命仙台中央ビル15階 022-267-4229 022-267-4283 産業保健総合支援センター 〒010-0874 秋田県秋田市千秋久保田町6丁目6番 秋田県総合保健センター4階 018-884-7771 018-884-7781 産業保健総合支援センター 〒990-0047 山形県山形市旅篭町3丁月1番4号 食糧会館4階 023-624-5188 023-624-5250 産業保健総合支援センター 〒960-8031 福島県福島市栄町6番6号 NBFユニックスビル10階 024-526-0526 024-526-0528 産業保健総合支援センター 〒310-0021 茨城県水戸市南町3丁目4番10号 水戸FFセンタービル8階 029-300-1221 029-227-1335 産業保健総合支援センター 〒320-0811 栃木県宇都宮市大通り1丁目4番24号 MSCビル4階 028-643-0685 028-643-0695 産業保健総合支援センター 〒371-0022 群馬県前橋市千代田町1丁目7番4号 群馬メディカルセンタービル2階 027-233-0026 027-233-9966 産業保健総合支援センター 〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂2丁目2番3号 さいたま浦和ビルディング6階 048-829-2661 048-829-2660 産業保健総合支援センター 043-202-3639 043-202-3638 産業保健総合支援センター 〒102-0075 東京都千代田区三番町6番14号 日本牛命三番町ビル3階 03-5211-4480 03-5211-4485 産業保健総合支援センター 〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町3丁目29番1号 第6安田ビル3階 045-410-1160 045-410-1161 産業保健総合支援センター 〒951-8055 新潟県新潟市中央区礎町通二ノ町2077番地 朝目生命新潟万代橋ビル6階 025-227-4411 025-227-4412 〒930-0856 富山県富山市牛島新町5番5号 インテックビル4階 産業保健総合支援センター 076-444-6799 076-444-6866 産業保健総合支援センター 〒920-0031 石川県金沢市広岡3丁目1番1号 金沢パークビル9階 076-265-3887 076-265-3888 産業保健総合支援センター 〒910-0006 福井県福井市中央1丁目3番1号 加藤ビル7階 0776-27-6395 0776-27-6397 産業保健総合支援センター 〒400-0031 山梨県甲府市丸の内2丁目32番11号 山梨県医師会館4階 055-220-7020 産業保健総合支援センター 〒380-0936 長野県長野市岡田町215番1号 日本生命長野ビル4階 026-225-8533 026-225-8535 産業保健総合支援センター 〒500-8844 岐阜県岐阜市吉野町6丁目16番地 大同生命・廣瀬ビル地下1階 058-263-2311 産業保健総合支援センター 〒420-0034 静岡県静岡市葵区常磐町2丁目13番1号 住友生命静岡常磐町ビル9階 054-205-0111 054-205-0123 産業保健総合支援センター 〒460-0004 愛知県名古屋市中区新栄町2丁目13番地 栄第一生命ビルディング9階 052-950-5375 052-950-5377 産業保健総合支援センター 〒514-0003 三重県津市桜橋2丁目191番4号 三重県医師会館ビル5階 059-213-0711 059-213-0712 産業保健総合支援センター 〒520-0047 滋賀県大津市浜大津1丁目2番22号 大津商中日生ビル8階 077-510-0770 077-510-0775 産業保健総合支援センター 〒604-8186 京都府京都市中京区車屋町通御池下ル梅屋町361番1号 アーバネックス御池ビル東館5階 075-212-2600 075-212-2700 産業保健総合支援センター 〒540-0033 大阪府大阪市中央区石町2丁目5番3号 エル・おおさか南館9階 06-6944-1191 06-6944-1192 産業保健総合支援センター 〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通6丁目1番20号 ジイテックスアセントビル8階 078-230-0283 078-230-0284 産業保健総合支援センター 〒630-8115 奈良県奈良市大宮町1丁目1番32号 奈良交通第3ビル3階 0742-25-3100 0742-25-3101 073-421-8990 073-421-8991 産業保健総合支援センター 〒680-0846 鳥取県鳥取市扇町115番地1鳥取駅前第一生命ビルディング6階 0857-25-3431 0857-25-3432 産業保健総合支援センター 〒690-0003 島根県松江市朝日町477番地17 明治安田生命松江駅前ビル7階 0852-59-5801 0852-59-5881 産業保健総合支援センター 〒700-0907 岡山県岡山市北区下石井2丁目1番3号 岡山第一生命ビルディング12階 086-212-1222 086-212-1223 産業保健総合支援センター 〒730-0011 広島県広島市中区基町11番13号 合人社広島紙屋町アネクス5階 082-224-1371 082-224-1361 産業保健総合支援センター 〒753-0051 山口県山口市旭通り2丁目9番19号 山口建設ビル4階 083-933-0105 083-933-0106 〒770-0847 徳島県徳島市幸町3丁目61番地 徳島県医師会館3階 産業保健総合支援センター 088-656-0330 088-656-0550 〒760-0025 香川県高松市古新町2番3号 三井住友海上高松ビル4階 産業保健総合支援センター 〒790-0011 愛媛県松山市千舟町4丁目5番地4号 松山千舟454ビル2階 089-915-1911 089-915-1922 産業保健総合支援センター 〒780-0870 高知県高知市本町4丁目1番8号 高知フコク生命ビル7階 088-826-6155 088-826-6151 産業保健総合支援センター 〒812-0016 短岡県短岡市博名区博名駅南2丁目9番30号 短岡県 メディカルセンタービル1階 092-414-5264 092-414-5239 産業保健総合支援センター 〒840-0816 佐賀県佐賀市駅南本町6番地4号 佐賀中央第一生命ビル4階 0952-41-1888 0952-41-1887 産業保健総合支援センター 〒852-8117 長崎県長崎市平野町3番5号 建友社ビル3階 095-865-7797 095-848-1177 産業保健総合支援センター 〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町9番24号 住友生命熊本ビル3階 096-353-5480 096-359-6506 産業保健総合支援センター 〒870-0046 大分県大分市荷揚町3番1号 いちご・みらい信金ビル6階 097-573-8070 097-573-8074 産業保健総合支援センター 〒880-0806 宮崎県宮崎市広島1丁月18番7号 大同生命宮崎ビル6階 0985-62-2511 0985-62-2522 産業保健総合支援センター 〒890-0052 鹿児島県鹿児島市上之園町25番1号 中央ビル4階 099-252-8002 099-252-8003 ## 産業保健総合支援センター 〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄1831番1号 沖縄産業支援センター203-1号室 098-859-6175 098-859-6176 労働者健康安全機構 〒211-0021 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1番1号 事務管理棟 044-431-8660

平成28年9月現7

企業の明るい未来のために 働く人の「こころ」と「からだ」の健康を 無料でサポート!



産業保健総合支援センター 地域産業保健センター 事業案内



独立行政法人労働者健康安全機構 産業保健・賃金援護部



http://www.johas.go.jp/



働く人の「こころ」と「からだ」の健康が 会社の未来を明るくする!



産業保健スタッフ向けサービス



産業保健総合支援センター



各都道府県に設置されている産業保健総合支援センターでは、事業場で産業保健活動に携わる産業医、産業看護職、衛生管理者をはじめ、事業主、人事労務担当者などの方々に対して、産業保健研修や専門的な相談への対応などの支援を行っています。

産業保健関係者に対する専門的研修等

産業医、保健師、看護師、衛生管理者等を対象として、産業保健に関する様々なテーマの研修を実施しています。 研修スケジュールは産業保健総合支援センターホームページでご確認ください。 ※研修参加には事前の申込みが必要です。

産業保健関係者からの専門的相談対応

産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス、労働衛生関係法令等に豊富な経験を有する専門スタッフが、 産業保健に関する様々な問題について、窓口、電話、メール等でご相談に応じ、解決方法を助言しています。 また、事業場の具体的な状況に応じた専門的な支援が必要な場合には、事業場を訪問する実地相談も実施 しています。

メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援

メンタルヘルス対策に精通した専門スタッフが中小規模事業場に赴き、ストレスチェック制度の導入について具体的なアドバイスをするなど、職場のメンタルヘルス対策推進のための支援を行います。また、管理監督者や若年労働者を対象としたメンタルヘルス教育も実施しています。

治療と職業生活の両立支援

治療中の労働者が就労を継続するために、事業場に対する支援を行います。特に、「がん」などの疾病を 抱える労働者を対象とした支援も実施しています。

産業保健に関する情報提供・広報啓発

ホームページ、メールマガジン、情報誌を通じて、産業保健情報をお知らせしています。

- また、専門図書の貸出等も行っています。
- ※メールマガジン登録は、産業保健総合支援センターホームページをご覧ください。

事業主・労働者に対する啓発セミナー

事業主を対象とした、職場における労働者の健康管理等の産業保健に関する啓発セミナーや、労働者を対象とした、労働者のメンタルヘルス、生活習慣病対策等のセミナーを実施しています。

私たちは、ワンストップサービスによる「産業保健スタッフの活動へのサポート」や「小規模事業場の事業者やそこで働く人への産業保健サービス」を通じて、すべての人が健康で元気に働けることを目指しています。 皆さまのご利用をお待ちしております。

小規模事業場向けサービス

地域産業保健センター(地域窓口)



産業保健総合支援センターの地域窓口として、概ね労働基準監督署管轄区域毎に地域産業保健センターを設置しています。地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場の事業者やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供しています。

労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談

健康診断で、脳・心臓疾患関係の主な検査項目(「血中脂質検査」「血圧の測定」「血糖検査」「尿中の糖の検査」「心電図検査」)に異常の所見があった労働者に対して、医師または保健師が日常生活面での指導などを行います。また、メンタルヘルス不調を感じている労働者に対して、医師または保健師が相談・指導を行います。

健康診断の結果についての医師からの意見聴取

健康診断で異常の所見があった労働者に関して、健康保持のための対応策などについて、事業主が医師から意見を聴くことが出来ます。

長時間労働者及びストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導

時間外労働が長時間に及ぶ労働者やストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者に対し、 医師が面接指導を行います。

個別訪問による産業保健指導の実施

医師、保健師または労働衛生工学の専門家が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス 対策等の健康管理の状況を踏まえ、総合的な助言・指導を行います。

※地域産業保健センターの利用には事前の申込みが必要です。また利用回数には制限があります。 詳しくは、最寄りの地域産業保健センターもしくは産業保健総合支援センターへお問い合わせください。

職場の健康づくりを応援します!

平成29年度 産業保健関係助成金のご案内

ストレスチェック助成金

(労働者数 50 人未満の事業場が対象)

- ○小規模事業場が産業医の要件を備えた医師と 契約し、ストレスチェック等を実施した場合 に、次の費用を助成する。
- ①ストレスチェックの実施に対する助成
 - ●従業員1人につき500円を上限として、その実費額を支給。
- ②ストレスチェック実施後の医師による面接指導・意見陳述に対する助成
 - ●医師による活動1回につき21,500円を上限として、その実費額を支給(一事業場につき年3回が限度)。

NEW

小規模事業場 産業医活動助成金

(労働者数 50 人未満の事業場が対象)

- ○小規模事業場が産業医の要件を備えた医師と 職場巡視、健康診断異常所見者に関する意見 聴取、保健指導等、産業医活動の全部または 一部を実施する契約をした場合に実費を支給 (6か月当たり10万円を上限×2回限り)。
- ※一事業場につき将来にわたって2回の支給に限ります。

NEW

職場環境改善計画助成金

(労働者数の制限なし)

○ストレスチェック実施後の集団分析を踏まえ、

【Aコース】専門家(※)の指導に基づき、職場環境改善計画を作成・実施した場合に、指導費用及び機器・設備購入費の実費を支給(10万円を上限、うち機器・設備購入費は5万円を上限かつ単価5万円以内のもので将来にわたり1回限り)。

(※):産業医等の医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、産業カウンセラー・臨床心理士等の心理職、労働衛生コンサルタント、社会保険労務士

【Bコース】メンタルヘルス対策促進員の助言・支援(訪問3回まで)を受け、職場環境改善計画を作成・実施した場合に、機器・設備購入費の実費を支給(5万円を上限かつ単価5万円以内のもので将来にわたり1回限り)。

NEW

心の健康づくり計画助成金

(労働者数の制限なし)

- ○メンタルヘルス対策促進員の助言・支援(訪問3回まで)を受け、心の健康づくり計画(ストレスチェック実施計画を含む。)を作成し、計画に基づきメンタルヘルス対策を実施した場合に支給(一律10万円)。
- ※一企業につき将来にわたって1回の支給に限ります。

産業保健関係助成金のお問い合せは

独立行政法人 労働者健康安全機構 🤡



0570-783046

ナヤミヲシロヴ

平成29年度 產業保健関係助成金

のメニューが 拡充されました。

※新たな助成金は 平成29年6月1日から申請受付 を開始しております。

ストレスチェックの実施及び面接指 導等のほか、ストレスチェック実施 後の集団分析結果を踏まえた職場環 境改善計画を作成・実施した場合の 助成金です。

※「心の健康づくり計画助成金」は、 事業場単位ではなく、一企業につい て、将来にわたり1回限りの支給と なりますのでご留意ください。

> 労働者数50人以上の 事業場

労働者数50人未満の事業場

小規模事業場産業医活動助成金

(労働者数50人未満の事業場が対象)

ストレスチェック助成金

(労働者数50人未満の事業場が対象)

職場環境改善計画助成金

(労働者数の制限なし)

NEW

心の健康づくり計画助成金

(労働者数の制限なし)※企業単位

「ストレスチェック助成金」が使いやすくなりました。

- 事前登録の要件がなくなりました。
- 年度中に実施した分が翌年度6月30日まで申請可能となりました。
- ストレスチェック助成金の②(表面参照)の対象が「ストレスチェック実施後の医師による 面接指導 | 「面接指導の結果についての事業主への意見陳述 | の2点となりました。

助成金に関するお問い合せ・申請はこちら

独立行政法人 労働者健康安全機構



産業保健・賃金援護部 **産業保健業務指導課**

0570-

〒211-0021 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1番1号 事務管理棟

受付時間

平日 9時~12時 13 時~ 18 時 (土曜、日曜、祝日休み)

産業保健関係助成金

Q検索

https://www.johas.go.jp/

※各種申請様式は、ホームページからダウンロードしてご利用ください。

働く人のメンタルヘルス ポータルサイト

「こころの耳」

ストレスチェックについての詳細や、実施プログラム(無料)、各種マニュアル等は、 こちらのWEBサイトをご覧ください。

https://kokoro.mhlw.go.jp/

こころの耳

Q検索

「ストレスチェックって、どのように実施すればいいの?」とお悩みの方へ

厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム

をご活用いただくことで、簡単・便利に実施することができます。

厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム(無料ツール)とは?

- ストレスチェックの受検、結果出力、結果管理までを一括で実施できるプログラムです。厚生労働省ホームページから**無料でダウンロード**いただけます。
 - http://stresscheck.mhlw.go.jp/

厚生労働省版ストレスチェック

検索



「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」 ダウンロードサイト

○ 本プログラムの利用に関する詳細やご不明点などは、専用のコールセンター (フリーダイヤル)にお問い合わせください。

【電話番号】 0120-65-3167 (フリーダイヤル)

【受付日時】 10:00~17:00(土・日、祝日、12月29日~1月3日を除く)

▼ 他にも、事業者の皆さまにご利用いただける相談窓口があります。

ストレスチェック制度サポートダイヤル

○ ストレスチェックに関わる方(産業医、保健師、事業者、衛生管理者、など) からの、ストレスチェック制度に関するお問い合わせ(事業場における実施方 法、実施体制など)に、**専門家**がお答えします。

【電話番号】 0570-03-1050 (通話料がかかります)

【受付日時】 10:00~17:00(土・日、祝日、12月29日~1月3日を除く)

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

- ストレスチェック制度をはじめとする、メンタルヘルス対策全般の情報を掲載しています。
 - ➡ https://kokoro.mhlw.go.jp/ こころの耳 検索

東京労働局管内の事業場におけるストレスチェックの取組状況について (厚生労働省本省による報道発表に際しての分析)

ストレスチェック制度の実施状況

1 ストレスチェック制度の実施状況

・平成29年6月末現在(全国値:以下、同じ)、ストレスチェック制度の実施が義務付けられた事業場のうち、所轄の労働基準監督署に実施報告書の提出があった事業場(※1)は約83%。

表1 ストレスチェック制度の実施状況(全国)

事業場規模		50~99人	100~299人	300~999人	1000 人以上	at
ストレスチェックを	全国	78. 9%	86. 0%	93. 0%	99. 5%	82, 9%
実施した事業場の割合	東京	80. 2%	87. 7%	92.1%	92.7%	84. 9%

第1 ストレスチェックの実施が義務付けられている事業場は、ストレスチェックの実施結果に関する報告書を所 轄の労働基準監督署に提出する義務がある。報告書の提出時期は、各事業場の事業年度の終了後など、事業 場ごとに設定して差し支えないこととしている。

東京でのストレスチェックの実施率は84.9%。 規模が大きいほど、実施状況は良好である。

表2 ストレスチェック制度の実施状況(主な業種別)

業種	製造業	建設業	運輸交通業	貨物取扱業	商業
ストレスチェックを	86. 0%	81, 1%	80.9%	76.6%	79. 9%
実施した事業場の割合	83, 9%	82. 6%	88, 14	78. 5%	86, 0%

金融・広告業	通信業	教育・研究業	保健·衛生業	接客娯楽業	清掃・と畜業
93. 2%	92. 0%	86. 2%	83. 7%	68. 2%	67. 0%
92. 2%	85. 9%	87. 2%	81. 6%	72.9%	69. 9%

その他の業種 85.3% ※規模 50 人以上

情掃・と畜業、接客娯楽業等の業種での実施率が低調で、金融・広告業、運輸交通業等の 業種での実施率が高い。

≪ 以下2~5は、実施報告書の提出があった事業場における実施状況≫

2 ストレスチェックの受検状況

・在籍労働者のうち、ストレスチェックを受けた労働者は約8割。

表3 ストレスチェックの受検状況(全国)

事業場規模	MIL	50~99人	100~299 人	300~999人	1000 人以上	ät
ストレスチェックを	全国	77. OX	78. 3%	79. 1%	77. 1%	78. 0X
受けた労働者の割合	東京	77. 6%	78. 25	78. 1%	72, 93	76. 9%

在籍労働者中の受検率には、事業場規模による差は認められない。 ただし、全国値に比べると、東京では、規模 1,000 人以上の大規模事業場の受検率が低調 となっている。

3 ストレスチェック実施者(※2)の選任状況

約6割の事業場で、事業場内の産業医等がストレスチェック実施者として関与している。表4ストレスチェック実施者の選任状況(事業場の割合)

事業場現模		50~99人	100~299 人	300~999 人	1000 人以上	ät
重要組由小森曼區域	全国	55. 8%	58. 1%	67. 5%	81. 3%	58. 2%
事業場内の産業医等	東京	60. 9%	63. 2%	68. 5%	81. 6%	63. 4%
① 事業場選任の	全国	47. 9%	49. 1%	56. 1%	70. 8%	49, 4%
産業医	東京	55, 6%	57, 896	60. 8%	72, 3%	57, 6%
② 事業場所属の医師 (①以外の医師に限る),	全国	7. 9%	9. 2%	11. 4%	10.5%	8. 8%
保健師、看護師または精神 保健福祉士	東京	5. 3%	5, 4%	7. 7%	9.3%	5, 8%
外部委託先の医師、 保健師、看護師または	全国	44. 2%	41.7%	32. 5%	18, 7%	41.8%
精神保健福祉士	鄉家	39, 1%	36. 8%	31.4%	18, 4%	36, 78

※2 ストレスチェック実施者は、ストレスチェックの調査票の選定や調査票に基づくストレスの程度の評価方法、 高ストレス者の選定基準の決定について、事業者に対して専門的な見地から意見を述べるとともに、ストレスチェックの結果に基づき、当該労働者が医師による面接指導を受ける必要があるか否かを確認するなどの役割がある。ストレスチェック実施者は、医師、保健師、一定の研修を受けた看護師・精神保健福祉士から選任する必要がある。

事業場の規模が大きいほど、事業場選任の産業医がストレスチェックの実施者となる割合 が高く、外部へ委託する割合が低い。

また、全国値と比べて、東京ではより一層、事業場選任の産業医がストレスチェックの実施者となる割合が高く。外部へ委託する割合が低い。

表4の2 ストレスチェック実施者の選任状況 (事業場の割合)

東京のみの集計

業種	製造業	建設業	運輸交通業	貨物取扱業	商業
① 事業場選任の産業医	47. 5%	51. 6%	55. 6%	55, 2%	57. 7X
② 事業場所属の医師(①以外 の医師に限る)、保健師、看 護師または精神保健福祉士	6, 1%	4, 78	8. 3%	4. 0%	4. 3%
外部委託先の医師、保健師、 看護師または精神保健福祉士	46, 4%	43. 7x	36, 2%	40. 83	38. 0%

金融・広告業	通信業	教育・研究業	保健・衛生業	接客娯楽業	清掃・と畜業
67. 3%	89.5%	62. 3%	45, 3%	44, 4%	54, 0%
7, 1%	4. 2%	4. 2%	14. 6%	3. 6%	3, 8%
25. 7%	6, 3%	33, 5%	40. 1%	52. 0%	42, 2%

業種別にすると、ストレスチェック実施者の選任状況の特色がはっきりと出ている。 特に、通信業では、事業場選任の産業医がストレスチェックの実施者となる割合が高く、 外部へ委託する割合が低い。

接客娯楽業、保健・衛生業、製造業では、事業場選任の産業医がストレスチェックの実施 者となる割合が5割を下回っており、接客娯楽業では外部委託が5割を超えている。

4 医師による面接指導の実施状況

- (1) 医師による面接指導を受けた労働者の状況
- ・ストレスチェックを受けた労働者のうち、医師による面接指導を受けた労働者(※3)は 0.6%。

表5 医師による面接指導を受けた労働者の状況

事業場規模		50~99 人	100~299 人	300~999 人	1000 ARLE	ät
医師による面接指導を	全国	0. 8%	0.7%	0.6%	0.5%	0.6%
受けた労働者の割合	東京	0. 97%	0. 77%	0. 67%	0.62%	0.74%

※3 事業者は、ストレスチェックの結果、高ストレス者として適定された者であって、医師による面接指導を受ける必要があるとストレスチェック実施者が認めた者のうち、労働者から申出があった者について、医師による面接指導を実施しなければならない。

(2) 医師による面接指導を実施した事業場の状況

- ・ストレスチェックを実施した事業場のうち、医師による面接指導を実施した事業場は約3割。
- ・医師による面接指導を実施した事業場のうち、約8割の事業場で、事業場選任の産業医が 面接指導を担当した。

表6 医師による面接指導の実施状況

事業場規模		50~99 人	100~299 人	300~999 人	1000 人以上	21
医師による面接指導を	全国	22. 6%	36, 9%	61.0%	85.0%	32. 7%
実施した事業場の割合	東京	28, 0%	42.0%	64.8%	89. 3%	40. 0%

事業場規模が大きいほど、面接指導の実施率が高くなっている。東京では、どの規模でも 全国値より高くなっており、事業場規模が大きいほど実施率が高い傾向が顕著となっている。 面接指導を受けた労働者数に比べ、面接指導を実施した事業場の割合が高い感がある。

表7 面接指導実施者の選任状況 (事業場の割合)

事業場規模	MIL	50~99人	100~299 人	300~999 人	1000 人以上	#
① 事業場選任の	全国	79. 8%	78.7%	79, 5%	81. 1%	79. 1%
産業医	東京	80, 3%	79. 5%	77. 8%	81.1%	79. 5%
② 事業場所属の医師	全国	4. 7%	5. 9%	6.9%	8. 8%	5. 8%
(①以外の医師に限る)	東京	3, 3%	4. 2%	5. 9%	6. 9%	4, 5%
外部委託先の医師	全国	16. 9%	15. 4%	13.6%	10. 1%	15. 1%
/ FOR SCHEZE V JUNE	東京	16, 5%	16. 3%	16. 3%	12.0%	16, 2%

5 集団分析※4の実施状況

・ストレスチェックを実施した事業場のうち、集団分析を実施した事業場は約8割。

表8 集団分析の実施状況

事業場規模		50~99 人	100~299 人	300~999 人	1000 人以上	at
集団分析を実施した	全国	76. 2%	79. 7%	83. 6%	84. 8%	78. 3%
事業場の割合	東京	79. 3%	82. 3%	85. 3%	85. 7%	81. 1%

※4 集団分析とは、ストレスチェックの結果を職場や部署単位で集計・分析し、職場ごとのストレスの状況を把握すること。集団分析の結果を、業務内容や労働時間など他の情報と併せて評価し、職場環境改善に取り組むことが事業者の努力義務となっている。

事業場規模が大きいほど、面接指導の実施率が高くなっている。